

高知県農業支援サービス事業等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県農業支援サービス事業等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的、補助対象事業及び補助事業者)

第2条 県は、農業支援サービス事業の立ち上げや活動の促進を目的に、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業導入加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知）及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業導入加速化総合対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）又はスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和7年4月1日付け6農産第5163号農林水産事務次官依命通知）及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）に基づき、別表第1に掲げる事業に要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助の要件及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助対象経費、補助の要件、補助事業者及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る法令、規則等の規定に従わなければならないこと。

- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 別表第 1 に掲げる補助事業者が、県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第 4 号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等）を、県税の納税義務がない場合は別記第 2 号様式による申立書を、また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第 3 号様式による誓約書兼同意書を第 4 条第 1 項に基づく交付申請時に提出すること。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付決定前の着手）

第 7 条 補助事業者は、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に着手を行う必要がある場合は、別記第 4 号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第 8 条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると知事が認めたとき。

- (2) この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (3) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (5) 補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の増額又は30パーセントを超える減額を生じる場合
- (2) 補助事業の成果目標を変更しようとする場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助事業の実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第6号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第1項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、申請時に設定した成果目標の達成状況又は評価について、毎年度、事業を実施した翌年度の6月20日までに、別記第8号様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業遂行状況の報告等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記第10号様式による補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出

しなければならない。ただし、前条の規定により概算払請求書を知事に提出した場合は、当該請求書の提出をもって、これに代えることができる。

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、当該処分制限期間を経過するまでの間、別記第11号様式による財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者が、補助事業の実施において物品等を購入するときは、県が定める高知県グリーン購入基本方針に基づく環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(県内発注)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号から第6号まで、第8条、第10条第3項及び第4項、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年9月8日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助事業の内容及び補助対象経費＊2	事業要件	補助率 （補助限度額）
1 立上げ・事業 拡大の取組支援	農業支援サービス 事業者 ＊1	サービス事業者及びその共同申請者に対し、サービス事業の新規立ち上げ、既存のサービス事業の拡大に取り組む場合に必要な以下の取組に係る経費 （1）サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施 （2）サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データの収集・分析等の実施 （3）サービス事業を企画・運営する専門人材の育成 （4）サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施 （5）サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施 （6）本事業の実施に係る検討会の開催	（ア）又は（イ）に準ずるものとする。 （ア）スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業導入加速化総合対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2－1第2 （イ）スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知）別記2第3	定額（1サービス事業者 当たり上限1,500万円）
2 スマート農業 機械等の導入支援		サービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入に係る経費		2分の1以内（1サービス事業者 当たり1,500万円を上限とする。ただし、 スマート農業機械＊2の 場合は3,000万円とする）

＊1 農業支援サービス事業者とは事業要件（ア）の実施要領第2の定義、又は事業要件（イ）の実施要領第2の定義によるものとする。

＊2 補助対象経費については、事業要件（ア）の実施要領別記2－1第3及び別表2に基づく場合は、（1）から（6）を対象とし、事業要件（イ）の実施要領別記2第4及び別表2に基づく場合は、（1）から（4）を対象とする。

別表第2（第5条、第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。